

一級  
二級  
本造

# 建築士事務所登録事項変更届



登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5第1項の規定により次のとおり届け出ます。

平成21年10月16日

神奈川県知事殿

神奈川県指定事務所登録機関

社団法人神奈川県建築士事務所協会会長殿

神奈川県知事登録 第 5788 号

事務所所在地 横浜市港北区新横浜 3-20-8

BENEX S-3 ビル 2階

事務所名称 東昭エンジニアリング株式会社一級建築士事務所

開設者氏名 (法人の場合 法人の名称及び代表者の氏名)

東昭エンジニアリング株式会社

代表取締役 吉田 孝志



変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ふりがな 事務所の名称			
事務所所在地 電話番号	横浜市港北区日吉本町 2-45-13	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-20-8 BENEX S-3 ビル 2階 電話 (045) 534-7500 FAX (045) 534-7501	H21.9.19
ふりがな 開設者の名称			
開設者所在地	事務所所在地に同じ	事務所所在地に同じ	H21.9.19
代表者又は 役員の氏名			
ふりがな 管理建築士の氏 名・免許番号・登 録年月日			
	号 年月日	号 年月日	

[注意]

- 1 開設者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 記入は変更した事項のみで結構です。なお、役員の変更等で記載しきれない場合は、別紙を作成し記載してください。
- 3 法人で、名称、事務所所在地、開設者所在地、代表者又は役員の変更の場合は、商業登記簿謄本など変更内容が分かる書類を添付してください。代表者の変更の場合は、略歴書も必要です。
- 4 管理建築士の変更の場合は、略歴書、専任証明資料及び管理建築士講習修了証の写しを添付し、新しい管理建築士の建築士免許証（原本）又は建築士免許証明書（原本）を持参し、正本にはその写しを添付してください。